

平成 29 年 12 月 5 日 (火曜日)

○出席議員 (13 名)

議 長	恩 道 正 博 君	7 番	藤 井 良 信 君
1 番	米 田 一 香 君	8 番	北 川 悦 子 君
2 番	磯 貝 幸 博 君	9 番	夷 藤 満 君
3 番	七 田 満 男 君	10 番	清 水 文 雄 君
4 番	太 田 臣 宣 君	11 番	中 川 達 君
5 番	生 田 勇 人 君	12 番	南 守 雄 君
6 番	川 口 正 己 君		

○説明のため出席した者

町 長	川 口 克 則 君	町民福祉部子育て支援課長 兼子育て支援センター所長	堀 川 竜 一 君
副 町 長	上 出 孝 之 君	町 民 福 祉 部 長 保 険 年 金 課 長	高 平 紀 子 君
教 育 長	久 下 恭 功 君	町民福祉部保険年金課担当課長 兼福祉担当課長(保健センター担当)	北 野 享 君
総 務 部 長	長谷川 徹 君	町 民 福 祉 部 長 福 祉 課 長	出 嶋 剛 君
町 民 福 祉 部 長	瀬 戸 博 行 君	町 民 福 祉 部 長 環 境 安 全 課 長	本 郁 夫 君
町民福祉部担当部長 (住民・子育て支援・環境担当)	上 島 恵 美 君	都 市 整 備 部 長 企 画 課 長	松 井 賢 志 君
都 市 整 備 部 長	井 上 慎 一 君	都 市 整 備 部 長 地 域 振 興 課 長	下 村 利 郎 君
都市整備部担当部長 (企画・地域振興担当)	田 中 徹 君	都 市 整 備 部 長 都 市 建 設 課 長	銭 丸 弘 樹 君
教育委員会教育部長	田 中 義 勝 君	都市整備部都市建設課北部開発 担当課長兼北部開発推進室長	上 前 浩 和 君
消 防 長	水 野 博 幸 君	都 市 整 備 部 長 上 下 水 道 課 長	松 岡 裕 司 君
総務部総務課長	上 出 功 君	都市整備部上下水道課担当課長 (水道担当)	高 橋 均 君
総務部財政課長	宮 本 義 治 君	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	岩 上 涼 一 君
総務部税務課長	若 林 優 治 君	教 育 委 員 会 長 学 校 教 育 課 長	上 出 勝 浩 君
総務部税務課担当課長 兼総合収納室長	神 農 孝 夫 君	教育委員会生涯学習課長 兼男女共同参画室長	助 田 有 二 君
町 民 福 祉 部 長 住 民 課 長	福 島 誠 一 君	消 防 本 部 消 防 次 長 兼 消 防 課 長	高 道 三 春 君

消防本部消防署長 重 島 康 人 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長 棚 田 進 君 事務局 書記 小 坂 しおり 君
事務局 参事兼次長 東 康 弘 君

○議事日程（第 1 号）

平成 29 年 12 月 5 日 午後 1 時 00 分開議

日程第 1

会議録署名議員の指名について

日程第 2

審議期間の決定について

日程第 3

諸般の報告について

日程第 4

議案第 72 号 専決処分の承認を求めることについて

〔平成 29 年度内灘町一般会計補正予算（第 4 号）〕

議案第 73 号 平成 29 年度内灘町一般会計補正予算（第 5 号）

議案第 74 号 平成 29 年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 75 号 平成 29 年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 76 号 平成 29 年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 77 号 平成 29 年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 78 号 内灘町個人情報保護条例及び内灘町情報公開条例の一部を改正する条例について

議案第 79 号 内灘町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 80 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 81 号 内灘町税外歳入の延滞金等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 82 号 内灘町サイクリングターミナル条例の一部を改正する条例について

議案第 83 号 内灘町展望温泉ほのぼの湯条例の一部を改正する条例について

議案第 84 号 内灘町学童保育クラブ設置条例の一部を改正する条例について

議案第 85 号 内灘町長寿お祝い条例の一部を改正する条例について

議案第 86 号 内灘町町営住宅条例の一部を改正する条例について

議案第 87 号 内灘町都市公園条例の一部を改正する条例について

議案第 88 号 内灘町体育施設（総合体育館等）の指定管理者の指定について

議案第 89 号 内灘町屋内多目的広場の指定管理者の指定について

提案理由の説明

する公営住宅団地の起工式を県と町合同でとり行いました。

今回整備する公営住宅は、県産の木材や瓦を用い、外壁には茶色を基調とした色彩を採用し、美しい町並みとの調和を図ります。また、子育て世帯などにも配慮した間取りの広いファミリー向けの木造戸建て住宅の建設を予定しております。

今年度から県営住宅の第1期工事に着手し、来年度には県営住宅の一部が完成し入居可能となるなど、平成34年度までに、県営住宅90戸、町営住宅21戸の整備を計画しております。公営住宅団地の整備は、良質な住環境が形成されると同時に、北部地区全体の活性化が図られるものと期待をしております。

内灘町は、昭和30年代後半のアカシア団地の宅地造成以降、南部地区で住宅開発が進められ、人口が飛躍的に増加しました。北部地区におきましては、平成13年の内灘大橋開通とともに、白帆台地区で約51ヘクタールの宅地開発を進めてまいりました。来年4月には白帆台小学校が開校し、平成31年度には(仮称)白帆台インターチェンジが完成する予定となっております。また、ことし4月にリニューアルオープンしました展望温泉ほのぼの湯は、町内外から多くの来場者でにぎわっております。

これらの北部地区開発の推進により、白帆台地区はもとより内灘町全体のさらなる発展が図られるものと確信をしております。

去る11月12日に、町商工会主催の「商工まつりTHE秋の陣 灘ジェンヌ」が町民ホールで開催されました。会場入り口では、商工会女性部員が、かつて「北陸の宝塚」と称された栗崎遊園の女優「栗ジェンヌ」にちなみ、はかま姿の灘ジェンヌとなって来場者をもてなしていました。

また、内灘中学校吹奏楽部の演奏やハマナスモダンバレエ教室の演舞などのステージや、町建設業協会による重機操作体験、河北潟産

牛乳を使用したミルク王国ウチナダの商品販売など多彩な内容で会場は大いににぎわいを見せておりました。

私は町長就任以来、町の商工業の振興にも力を注いでまいりました。これまで、商工会加盟業者による住宅リフォーム助成やプレミアム付き商品券の発行の推進、河北潟産の牛乳を使用した特産品開発への支援、空き家や空き店舗等を活用した起業、創業に対する支援などの各種施策に取り組んでまいりました。

今回の商工まつりは、商工会の各部会が主体的に企画、協力して実施する初めてのイベントであり、町の創業支援事業を活用して起業した飲食店の出店も見られるなど、町商工業者が一体となって地元経済の活性化に取り組む機運の高まりを感じさせてくれるものでした。

町産業の活性化は、地域が元気になる大きな要因でございます。今後も内灘の魅力ある商店の発信及び食文化の開発など、商工会と町が連携し地域振興を図ってまいり所存でございます。

去る11月26日、内灘砂丘フェスティバルが内灘町文化会館で行われ、町内外から約600人が来場されました。第20回を迎える本年度は、「創り奏でる物語」をテーマとして、石川県出身の劇作家で芥川賞作家の本谷有希子さんを迎えての講演会とオーケストラ・アンサンブル金沢、内灘中学校吹奏楽部などによる演奏会の2部構成により「文学のまち内灘」を発信しました。

また、オープニングでは、内灘町出身の音楽家、北方寛丈氏の作詞作曲による白帆台小学校の校歌が、かがやき音楽団により町民の皆様にも初披露されました。来年4月の開校がいよいよ近づいてきたなど実感した次第でございます。

ことしは冬の訪れが少々早いようでございます。また師走を迎え寒い日が続きますが、議員各位におかれましては、どうぞご自愛い

ただき、輝かしい新年をお迎えになられますよう、心からご祈念申し上げます。

それでは、ただいまから提出議案に対する提案理由の説明を申し上げます。

議案第 72 号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 29 年 9 月 28 日専決処分した平成 29 年度内灘町一般会計補正予算（第 4 号）について、議会の承認を求めるものでございます。

補正内容といたしましては、9 月 28 日の衆議院解散により、同選挙に係る選挙執行費用を計上したものでございます。

議案第 73 号 平成 29 年度内灘町一般会計補正予算（第 5 号）につきましては、歳入歳出それぞれ 6,311 万 3,000 円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 107 億 9,402 万 9,000 円とするほか、地方債の変更をあわせて計上するものでございます。

補正の主な内容といたしましては、総務費関係では、内灘町土地改良区総代選挙費の無投票に伴う減額のほか、社会保障・税番号制度のシステム改修に係る電算業務委託料及び申請件数の増加による三世代ファミリーの同居・近居促進のための補助金の増額補正を計上いたしました。

民生費関係では、障害者福祉サービスの利用件数の増加に伴う障害者自立支援給付費等のほか、対象件数の増加に伴う子ども医療費助成金及び保育士の処遇改善等に伴う私立保育園運営費負担金の増額補正を計上いたしました。

衛生費関係では、個別健診の受診数増加による健康診査等委託料の増額、及び入札に伴うごみ収集委託料の減額補正を計上いたしました。

農林水産業費関係では、鶴ヶ丘 3 丁目地内の町有地のり面からの砂の流出を防ぐための法面改修工事費を計上いたしました。

土木費関係では、白帆台インターチェンジ

整備事業に係る道路新設改良事業費の増額補正のほか、国の補助内示に伴い、消雪施設整備事業費及び総合公園整備事業費について減額補正を計上いたしました。

教育費関係では、中学校部活動の北信越大会出場に伴う大会出場補助金の増額補正並びに白帆台小学校開校に向けた図書システムの備品購入費や給食用品の購入費用を計上いたしました。

歳入の主な内容といたしましては、障害者自立支援給付費及び保育所運営費に対する国及び県負担金のほか、道路新設改良事業に係る道整備交付金の増額補正を計上いたしました。また、消雪施設整備事業及び総合公園整備事業等に係る社会資本整備総合交付金並びに地方債の減額補正を計上いたしました。

議案第 74 号 平成 29 年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、国の補助内示に伴う管渠等築造工事費の減額のほか、社会資本整備総合交付金の減額及び地方債の変更等、所要の補正でございます。

議案第 75 号 平成 29 年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、一般被保険者の療養給付費及び保険税の減額に伴う所要の補正でございます。

議案第 76 号 平成 29 年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、保険料収入の増に伴う後期高齢者医療広域連合への納付金の増額など、所要の補正でございます。

議案第 77 号 平成 29 年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、サービス利用者の増に伴う居宅介護サービス等給付費及びシステム改修に伴う電算業務委託料の増額など、所要の補正でございます。

議案第 78 号 内灘町個人情報保護条例及び内灘町情報公開条例の一部を改正する条例につきましては、個人情報の保護に関する法律等の改正に伴い、個人情報の定義の明確化

及び要配慮個人情報に関する規定を追加するなど、所要の改正でございます。

議案第 79 号 内灘町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきましては、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う引用条項の改正でございます。

議案第 80 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員の育児休業期間を最長で子供が 2 歳になるまで再延長可能とするなど、所要の改正でございます。

議案第 81 号 内灘町税外歳入の延滞金等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、条例の文言の整理を行う改正でございます。

議案第 82 号 内灘町サイクリングターミナル条例の一部を改正する条例につきましては、サイクリングターミナル増築部分の客室宿泊料の設定並びに既存部分の宿泊料、貸し室料及び入館料を見直すほか、休業日に「12 月 31 日」を追加するなど、所要の改正でございます。

議案第 83 号 内灘町展望温泉ほのぼの湯条例の一部を改正する条例につきましては、展望温泉ほのぼの湯の利用料金の改正及び使用料の減免について、ただし書の規定を追加する改正でございます。

議案第 84 号 内灘町学童保育クラブ設置条例の一部を改正する条例につきましては、「宮坂学童保育クラブ」を「白帆台学童保育クラブ」に名称変更し、位置を白帆台小学校内に変更する改正でございます。

議案第 85 号 内灘町長寿お祝い条例の一部を改正する条例につきましては、支給対象区分並びに長寿祝金及び長寿祝券の支給額等

の見直しを行うなど、所要の改正でございます。

議案第 86 号 内灘町町営住宅条例の一部を改正する条例につきましては、改正公営住宅法の施行に伴い、認知症患者等である公営住宅入居者の収入申告義務を緩和する改正のほか、入居者が暴力団員である場合に承継の承認をしない規定を設けるなど、所要の改正でございます。

議案第 87 号 内灘町都市公園条例の一部を改正する条例につきましては、都市公園法の一部改正に伴い、引用条項の整理を行うほか、都市公園法施行令の一部改正に伴い、都市公園に設置する運動施設の面積割合を追加する改正でございます。

議案第 88 号 内灘町体育施設総合体育館等の指定管理者の指定につきましては、平成 30 年 4 月 1 日から 3 年間、特定営利活動法人スポーツクラブプラッツうちなだを指定管理者として指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 89 号 内灘町屋内多目的広場の指定管理者の指定につきましては、平成 30 年 4 月 1 日から 2 年間、一般財団法人内灘町公共施設管理公社を指定管理者として指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

以上、今回提出いたしました議案についての提案理由並びにその概要でございます。何とぞ慎重にご審議いただき、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げまして、私の説明を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

訂正させていただきます。

先ほど、議案第 88 号の中で「特定営利活動法人」と申し上げましたが、正しくは「特定非営利活動法人」でございます。訂正させていただきます。

以上でございます。

○議長【恩道正博君】 提案理由の説明が終わりました。



○散 会

○議長【恩道正博君】 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。あす6日は、議案調査のため休会といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【恩道正博君】 ご異議なしと認めます。よって、あす6日は休会とすることに決定をいたしました。

次回の本会議は7日午前10時から開き、提出議案に対する質疑並びに町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後1時25分散会